

石油石炭税法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

改正前

(未納税移出に係る承認の申請等)

第十条 省 略

2 法第十条第二項に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- 一 当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移出した者と当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移入した者が同一である場合 次に掲げる事項を記載した書類
- イ 移入した場所の所在地及び名称

ロ 移入した原油、ガス状炭化水素又は石炭の数量

ハ 省 略

- 二 前号に掲げる場合以外の場合 当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が法第十条第一項第一号に規定する目的又は前項第四号に掲げる理由若しくは目的で同条第一項各号に定める場所に移入されたこと並びに当該原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る前号イ、ロ及びニに掲げる事項を当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移入した者が証する書類(次条第一項第二号において「未納税移入証明書」という。)に基づき、前号イからホまでに掲げる事項並びに当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移入した者の住所及び氏名又は名称を記載した書類
- 3 法第十条第三項第一号(法第十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一・二 省 略

三 法第十条第二項又は第十一条第二項に規定する政令で定める書類を当該申告書に添付することができない理由

四 省 略

4 法第十条第三項第二号(法第十一条第三項において準用する場合を含む。)以下この項及び次項において同じ。)の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を同号に規定する税務署長に提

(未納税移出に係る承認の申請等)

第十条 同 上

2 法第十条第二項に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

- 一 当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移出した者と当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移入した者が同一である場合 次に掲げる事項を記載した書類
- イ 当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移入した場所の所在地及び名称

ロ 当該原油、ガス状炭化水素又は石炭の数量

ハ 同 上

- 二 前号に掲げる場合以外の場合 当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が法第十条第一項第一号に規定する目的又は前項第四号に掲げる理由若しくは目的で同条第一項各号に掲げる場所に移入されたこと並びに当該原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る前号イ、ロ及びニに掲げる事項を当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移入した者が証する書類に基づき、同号イからホまでに掲げる事項並びに当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移入した者の住所及び氏名又は名称を記載した書類

3 同 上

一・二 同 上

三 法第十条第二項又は第十一条第二項に規定する政令で定める書類を当該申告書に添付することができない理由

四 同 上

4 同 上

出しなければならない。

一・二 省 略

三 法第十条第二項又は第十一条第二項に規定する政令で定める書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することができない理由  
四 六 省 略

5 税務署長は、法第十条第三項第二号の承認をする場合には、その旨及び同号に定める日を書面により前項の申請者に通知しなければならない。

6 8 省 略

(未納税移出に関する特例)

第十条の二 法第十条の二第一項に規定する原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者は、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によりその明細を明らかにしなければならない。

一 当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移出した者と当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移入した者が同一である場合 前条第二項第一号イからホまでに掲げる事項を帳簿に記載する方法

二 前号に掲げる場合以外の場合 未納税移入証明書に基づいて、前条第二項第一号イからホまでに掲げる事項並びに当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移入した者の住所及び氏名又は名称を帳簿に記載する方法

2 法第十条の二第一項第二号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を同号に規定する税務署長に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

二 移出する採取場の所在地及び名称

三 移出先の所在地及び名称並びに当該移出先が当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を継続して移入する場所であることの事実

四 移出先に移入する者の住所及び氏名又は名称

五 移出の理由又は目的

六 申請の理由

七 その他参考となるべき事項

3 法第十条の二第二項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を同項に規定する税務署長に提出しなければならない。

一・二 同 上

三 法第十条第二項又は第十一条第二項に規定する政令で定める書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することができない理由  
四 六 同 上

5 税務署長は、法第十条第三項第二号の承認をする場合には、その旨及び同号に掲げる指定した日を書面により前項の申請者に通知しなければならない。

6 8 同 上

- 一 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
  - 二 移入する場所の所在地及び名称並びに当該場所が当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を継続して移入する場所であることの実事
  - 三 移入の理由又は目的
  - 四 移出者の住所及び氏名又は名称
  - 五 移出する採取場の所在地及び名称
  - 六 申請の理由
  - 七 その他参考となるべき事項
- 4 税務署長は、前二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認をするときはその旨及び法第十条の二第二項又は第二項の規定が適用されることとなる最初の日を、承認をしないときはその旨及びその理由を当該承認の申請をした者に対し、書面により通知しなければならない。
  - 5 税務署長は、法第十条の二第四項の規定により承認を取り消す場合には、その旨、その理由及び同条第一項又は第二項の規定が適用されないこととなる日を当該承認を受けた者に対し、書面により通知しなければならない。
  - 6 法第十条の二第一項第二号の承認を受けた者に係る同条第五項の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
    - 一 届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号
    - 二 当該承認に係る採取場の所在地及び名称
    - 三 当該承認に係る移出先の所在地及び名称並びに当該移出先に移入していた者の住所及び氏名又は名称
    - 四 当該承認を受けた年月日
    - 五 届出の理由
    - 六 法第十条の二第一項の規定の適用を受けないこととなる年月日
    - 七 その他参考となるべき事項
  - 7 法第十条の二第二項の承認を受けた者に係る同条第五項の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
    - 一 届出者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
    - 二 当該承認に係る場所の所在地及び名称
    - 三 当該承認を受けた年月日
    - 四 届出の理由
    - 五 法第十条の二第二項の規定の適用を受けないこととなる年月日

六 其他参考となるべき事項

附則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

---